

宿毛市スポーツ賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本市のスポーツの普及振興に顕著な功績をあげた個人及び団体の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 原則として、本市に住所を有する者及び出身者で次条に該当する者を対象とする。

(表彰の種類及び基準)

第3条 奨励賞は、次の各号のいずれかに該当する小学生以下の個人又は団体とする。

- (1) 高知県大会の競技において優勝
- (2) 四国大会の競技において3位以上
- (3) 全国大会の競技において入賞又は優秀選手に選ばれるなどの成果を収めた者
- (4) その他選考委員が表彰に値すると認めた個人又は団体

2 優秀賞は、次の各号のいずれかに該当する中学生以上の個人又は団体とする。

- (1) 高知県大会の競技において優勝
- (2) 四国大会の競技において3位以上
- (3) 全国大会の競技において入賞又は優秀選手に選ばれるなどの成果を収めた者
- (4) その他選考委員が表彰に値すると認めた個人又は団体

3 特別優秀賞は複数の国際大会で入賞した個人又は団体とする。

4 功労賞は次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 概ね20年にわたり優秀な選手の育成指導に努め顕著な功績を収めた者及び団体
- (2) 本市のスポーツ普及振興に貢献し、永年にわたり企画・指導のために地域職場若しくは団体において率先して参加している概ね50歳以上の者
- (3) その他選考委員が表彰に値すると認めた個人又は団体

5 前各項の表彰において市内在住及び出身者が2/3以上であれば団体表彰とし、2/3未満であれば個人表彰とする。

6 前5項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体は、受賞の対象とならない。

- (1) 公務員が本務としてスポーツの指導にあたっている者
- (2) 親善交流を目的とする競技会での成績
- (3) 営業としてスポーツの指導等をおこなっている者
- (4) 単にスポーツ関係団体の名目的役員の地位にある者
- (5) 財政的援助をしたにすぎない者
- (6) 現在、スポーツ推進委員に委嘱されている者

(7) その他選考委員会が不相当とみなした者

(対象期間)

第4条 選考対象期間は、1月1日から12月31日とする。

(表彰の推薦)

第5条 この規模による表彰の推薦については、宿毛市スポーツ賞表彰候補者推薦書(第1号様式)により当該年度の指定する日までに教育長に提出するものとする。

(選考委員会)

第6条 教育委員会に選考委員会を置き、委員は8人以内の委員をもって構成する。

2 選考委員はスポーツに関し、高い識見を有する者及び知識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 選考委員会に、会長及び副会長を置く。

(任期)

第7条 選考委員の任期は2年とする。但し、再任はさまたげない。

(表彰)

第8条 表彰は、毎年行い表彰状及び記念品を贈る。

(事務局)

第9条 事務局を生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項については教育長が別に定める。

附 則

この規程は、交付の日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月30日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年8月1日から施行